医療施設近代化施設整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

医療施設近代化施設整備事業費補助金交付要綱(平成27年10月2日付け医政第716号)の一部を次のように改正する。

	改正前			改正後	
	医療施設近代化施設整備事業費補助金交付要綱		医療施設近代化施設整備事業費補助金交付要綱		
	制定平原	^{戈27年10月 2 日付け医政第716号}		制定平	成27年10月2日付け医政第716号
	一部改正 平原	艾28年7月27日付け医政第518号		一部改正 平	成28年7月27日付け医政第518号
	一部改正 平局	艾29年8月8日付け医政第589号		一部改正 平	成29年8月8日付け医政第589号
	一部改正 平局	以 30年5月22日付け医政第270号		一部改正 平	成30年5月22日付け医政第270号
	一部改正 令和	元年9月10日付け医政第565号		一部改正 令	和元年9月10日付け医政第565号
	一部改正 令和	〒2年10月14日付け医政第904号		一部改正 令	和2年10月14日付け医政第904号
	一部改正 令和	口3年9月30日付け保福第280号		一部改正 令	和3年9月30日付け保福第280号
	一部改正 令和	ロ4年4月1日付け医政第 29号		一部改正 令	和4年4月1日付け医政第 29号
	一部改正 令和	4年10月11日付け医政第1253号		一部改正 令和	14年10月11日付け医政第1253号
	一部改正 令和	n5年9月21日付け医政第941号		一部改正 令	和5年9月21日付け医政第941号
				<u>一</u> 部改正 令	和 6 年 9 月25日付け医政第694号
第1~第15 [略]			第1~第15 [略]		
別表第1(第5関係)			別表第1(第5関係)		
区分	基準額	対象経費	区分	基準額	対象経費

区分	基準額	対象経費
(1)~(3)	[略]	
(4)診療所	ア [略]	[略]
	イ 改修等により療養病床を整備する	
	診療所	
	1 床当たり <u>4, 270 千円</u> ×整備後の	
	療養病床の病床数	
(5) 療養病床療 ア及びイに掲げる基準面積 (=ア+		[略]
養環境改善	イ) に別表第2に定める単価を乗じた	

区分	基準額	対象経費	
(1)~(3)	[略]		
(4)診療所	ア [略]	[略]	
	イ 改修等により療養病床を整備する		
	診療所		
	1 床当たり <u>4,616 千円</u> ×整備後の		
	療養病床の病床数		
(5)療養病床療	ア及びイに掲げる基準面積(=ア+	[略]	
養環境改善	イ) に別表第2に定める単価を乗じた		

事業	額と、ウにより算定された額との合計		事業	額と、ウにより算定された額との合計	
	額とする。			額とする。	
	ア機能訓練室			ア機能訓練室	
	1 <u>施設</u> 当たり 40 m²			1 <u>医療機関</u> 当たり 40 ㎡	
	イ [略]			イ [略]	
	ウ 浴室			ウ 浴室	
	浴室1か所当たり <u>12,482千円</u>			浴室1か所当たり <u>13,493 千円</u>	
	ただし、特に厚生労働大臣が必要と認			ただし、特に厚生労働大臣が必要と認	
	める場合は、 <u>24,967 千円</u> とする。			める場合は、 <u>26,989 千円</u> とする。	
(6) 介護老人保	病院又は有床診療所の病床を廃止(こ		(6) 介護老人保	病院又は有床診療所の病床を廃止(こ	
健施設及び診	の場合、診療所の併設が必要)又は削		健施設及び診	の場合、診療所の併設が必要) 又は削	
療所	減し、当該患者を介護老人保健施設か		療所	減し、当該患者を介護老人保健施設か	
	ら在宅に至るまでの診療計画に基づき			ら在宅に至るまでの診療計画に基づき	
	入所させるための介護老人保健施設及			入所させるための介護老人保健施設及	
	び診療所を整備する場合			び診療所を整備する場合	
	アー介護老人保健施設	ア [略]		ア 介護老人保健施設	ア [略]
	整備する介護老人保健施設の入所			整備する介護老人保健施設の入所	
	定員数(削減した病院又は有床診療			定員数(削減した病院又は有床診療	
	所の病床数を上限とする。)×1床			所の病床数を上限とする。) ×1床	
	当たり単価			当たり単価	
	(1床当たり単価)			(1床当たり単価)	
	新築 <u>4,410 千円</u>			新築 <u>4,767 千円</u>	
	改築 <u>5,291 千円</u>			改築 <u>5,720 千円</u>	
	改修 <u>2,205 千円</u>			改修 <u>2,384 千円</u>	
	イ [略]	イ [略]		イ [略]	イ [略]

別表第2(第5関係)

1平方メートル当たり単価

区分		構造別	1平方メートル当たり単価	
病院	精神病棟	鉄筋コンクリート	244, 600	
		ブロック	<u>213, 200</u>	
	一般病棟	鉄筋コンクリート	[略]	
		ブロック	[略]	
診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>183, 200</u>	
		ブロック	<u>159, 300</u>	
		木造	<u>183, 200</u>	
	豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>196, 300</u>	
		ブロック	<u>171, 100</u>	
		木造	<u>196, 300</u>	

(注) [略]

別表第3 [略]

様式第1号~第9号 [略]

別表第2(第5関係)

(単位:円) 1平方メートル当たり単価

(単位:円)

区分		構造別	1平方メートル当たり単価	
病院	精神病棟	鉄筋コンクリート	<u>264, 400</u>	
		ブロック	<u>230, 500</u>	
	一般病棟	鉄筋コンクリート	[略]	
		ブロック	[略]	
診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>198, 000</u>	
		ブロック	<u>172, 200</u>	
		木造	<u>198, 000</u>	
	豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>212, 200</u>	
		ブロック	<u>185, 000</u>	
		木造	<u>212, 200</u>	

(注) [略]

別表第3 [略]

様式第1号~第9号 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。